

学校生活ハンドブック2023



徳島県立城西高等学校神山校

〒771-3311

徳島県名西郡神山町神領字北399

電話 (088) 676-0029

生徒生活心得

神山校の教育目標のもと、基本的な生活習慣を身につけ、自ら学ぶ意欲と判断力を養い、自主、自律の精神をもって、心身ともに健康で充実した学校生活を送ろう。

1 校内外の生活について

神山校生としての自覚をもち、良識ある言動を心がけよう。

- (1) 交友は互いに人格を尊重しよう。
- (2) 相手を尊重した態度や言葉づかいを心がけ、お互いに挨拶をしよう。
- (3) 校内の環境美化に努め、学校の備品や施設は大切に使用しよう。
- (4) 所持品は各自が責任を持って保管すること。
- (5) 登校後は下校時まで無断で校外に出ないこと。
- (6) 飲酒、喫煙、暴力など法律で禁じられている行為はしないこと。
- (7) 不健全な飲食店、娯楽施設に立ち入らないこと。
- (8) 午後10時以降の外出はひかえよう。

2 服装・頭髪について

- (1) 高校生らしく端正、清潔に心がけよう。
- (2) 実習等で安全や衛生に配慮した髪型が望ましい。

3 登下校について

- (1) 交通法規や交通道徳を遵守すること。
- (2) 積極的な交通事故防止に努めよう。
- (3) 余裕を持って登校し、午前8時45分には教室に入っていること。
- (4) 自転車を使用するときは、できるだけヘルメットを着用しよう。並進、二人乗り、傘さし、無灯火での運転はせず、また、携帯電話やスマートフォンのながら運転は絶対にしないこと。
- (5) 原付バイク通学生は、並進、速度超過、二人乗り、危険行為等の運転をしないこと。
- (6) 自転車通学生、原付バイク通学生は、車両を校内の所定の駐輪場に整然と置くこと。

服装・頭髪規定

通学時より冬用・夏用ともに本校指定の、制服を着用するものとします。

ネクタイは、入学式・始業式・終業式・卒業式・その他式典等の行事では必ず着用すること。

1 制服・頭髪

- (1) 登下校時冬期（原則として10月～5月）は、冬服を着用する。
- (2) 登下校時夏期（原則として6月～9月）は、夏服を着用する。
- (3) 男女共通服は、本校指定のニットベスト、ニットセーターを着用する。
- (4) 体育時の服装は、本校指定の体操服を着用する。
- (5) 実習時の服装は、本校指定の作業服を着用する。
- (6) 頭髪は、実習等で安全や衛生に配慮した髪型とする。また、パーマ、染色、脱色、エクステンション、華美なヘアアクセサリ等は禁止する。

2 通学用の靴、靴下について

- (1) 靴、靴下の指定はしていないが、華美でないものとする。
- (2) 靴は、スリッパ・サンダル型やブーツ型は許可しない。

3 上履き、防寒着について

- (1) 上履きは本校指定のものを用いる。
- (2) 防寒着は華美でないものを使用してもよい。また、本校指定の実習用防寒着は、許可を得て着用してもよい。

4 その他

- (1) 化粧はしない。ピアス、指輪等の装飾品は身につけない。
- (2) 指定制服のスカート、上着、ズボン等は、短く切ってはならない。

5 頭髪・服装指導について

定期的に服装・頭髪検査を実施していきます。頭髪や服装の乱れは学校全体の評価につながります。全校生徒で取り組みましょう。

アルバイト規定

1 指導の方針

アルバイトは原則として禁止する。ただし、やむを得ず家庭の事情等によりその必要性が生じ、学業に支障のないと認められる場合に限り、これを許可する。保護者承認の上でアルバイト許可願を提出し、学校長の承認を得ること。

2 アルバイト許可願の手続き

- (1) アルバイトの許可は、第1学年第1学期の夏季休業日以降とする。
- (2) アルバイトに従事する者は、アルバイト許可願に必要事項を記入し提出すること。
- (3) アルバイトを変更する場合は、その都度アルバイト許可願に記入し提出すること。

運転免許証取得について

1 指導の方針

運転免許取得は原則として禁止する。ただし、やむを得ず取得する場合は次のとおりとする。

2 免許証の種類と許可条件

免許の種類	許可条件	時期
原動機付自転車	特別な事情により、保護者の責任において願い出があり、免許説明会に保護者同伴で参加し許可を得た者。	第1学年第1学期 夏季休業日以降 (受験は長期休業中に限る)。
原付以外の二輪車	許可しない。	
普通自動車	特別な事情により、保護者の責任において願い出があり、免許説明会に保護者同伴で参加し許可を得た者。	第3学年第2学期より (学年団と生徒課で協議後)。